

訴訟事件の判決について

【報告案件1】

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 9月29日 東京簡易裁判所に訴えの提起

10月22日 訴状送達

11月24日 東京簡易裁判所で一部認容、一部棄却判決の
言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、神田川沿いの遊歩道を散歩していた際に分電盤（以下「本件分電盤」という。）に頭部を強打し負傷したことにより損害を被ったと主張し、被告に対し、3万8,050円の支払を求めたものである。

5 請求の内容

被告は、原告に対し、3万8,050円を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 被告は、原告に対し、2万3,635円を支払え。

イ 原告のその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は10分し、その3を原告の、その余を被告の負担とする。

エ この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

(2) 判決理由の要旨

本件事故は、原告が通常の注意を払って歩行していれば本件分電盤に衝突しなかったことは明らかであり、原告には過失がある。もっとも、本件事故は分電盤への衝突防止のための注意喚起が何らなされていなかったために発生したものであり、原告は中野区内に引っ越してきて間がなく遊歩道上にある分電盤の位置などを十分に把握していなかったと推測されることを考慮すると、その過失は3割にとどまるというべきである。

【報告案件2】

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

4月22日 訴状送達

12月23日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)で審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした後、中野区長が本件審査請求書の中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が本件審査請求に係る裁決(以下「本件裁決」という。)をしたところ、審査請求の手續等に違法があり、国民の知る権利の侵害を受けた原告の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被告に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の内容

被告は、原告に対し、160万円を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 原告宛ての中野区文化財保護審議会は非公開であり傍聴できない旨の回答メール(以下「本件回答メール」という。)は、中野区教育委員会の権限に属する事務を補助執行する者によって送信されたもので、中野区長の補助機関の職員によって送信されたものではなく、また、これにより直接国民の権利義務を形成したりその範囲を確定したものといふことはできず、処分には当たらない。

イ 本件回答メールに係る本件審査請求は、中野区教育委員会に対してすべきものであって、審査請求をすべき行政庁に当たらない中野区長に対してされたことから、本来、不適法で却下を免れないものであった。

ウ 中野区長は、審理員を指名して本件審査請求の審理を開始したところ、審査庁違いが判明したが、原告が本件審査請求書の中野区教育委員会に提出し直す

などの不便が生ずることを考慮し、中野区長が本件審査請求書を中野区教育委員会に送付する取扱いをしたものであり、こうした事実を照らせば、中野区長が本件審査請求を長期間にわたって放置したなどとは言い難いものである。

エ 本件審査請求は中野区長宛てにされたが、審査庁となるべき中野区教育委員会に中野区長が本件審査請求書を送付した取扱いが違法とは言えず、本件審査請求は中野区教育委員会に対してされたとみるべきであって、中野区教育委員会が本件審査請求の裁決権がないのに裁決をしたということとはできない。

オ 以上によれば、原告の損害賠償請求は、理由がない。